

ノートルダム清心女子大学研究助成金規則

(目的)

第1条 本学における学術研究，教育の充実向上に資するため，ノートルダム清心女子大学研究助成金（以下「研究助成金」という。）制度を設ける。

(対象者)

第2条 本学の専任教員ならびに職員は，その研究課題に対して研究助成金の交付を申請することができる。

2 研究助成金の交付を申請する者は，申請時において同一テーマによる科学研究費助成事業または外部団体等による研究助成制度等の交付内定を受けていないこととする。

(助成金額及び期間等)

第3条 研究助成金の年間予算総額は，その年度の収支予算規模によって学長が決定する。

2 研究助成金の対象となる研究の種類は，個人研究および共同研究の2種類とする。

3 研究助成期間は原則として1年間とする。

4 助成金の交付が認められる費目は，機器，備品，図書，消耗品，旅費，印刷費等とする。
なお，助成金によって購入した機器，備品，図書は大学に帰属するものとする。

5 助成金額については，別に定める。

(申請等)

第4条 研究助成金の交付を申請する者は，所定の用紙に必要事項を記入のうえ，毎年4月末日までに所属長を経て学長に提出するものとする。

2 学長は申請された研究課題を審査するため審査委員会を設け審査委員会の審査の結果適当と認められた研究課題に対して助成金を交付する。

(報告書)

第5条 研究助成金の交付を受けた者は，研究助成期間終了と同時に所定の様式によって「研究助成金使途報告書」を提出しなければならない。

2 研究助成金の交付を受けた者は，研究助成期間終了後2カ月以内に，研究成果の概要を8000字以上（自然科学の場合は4000字以上）の報告書にまとめて学長に提出しなければならない。また1年以内に，学内の機関誌または学会誌を通じて研究成果を発表（受理を含む）しなければならない。

(研究の中断等)

第6条 研究助成金の交付を受けた者が，やむを得ない事情のために研究を中止し，あるいは助成の対象となる研究期間を延長しようとするときは，その理由を具して学長の許可を申請しなければならない。

(関係規程等の適用)

第7条 研究助成金による研究を行なう場合，ノートルダム清心女子大学教職員就業規則ならびにノートルダム清心女子大学教員就務規程の適用を免かれることはできない。

(その他)

第8条 助成金の交付方法等，経理上の取扱い要領は別に定める。

附 則

この規程は昭和50年4月9日から施行する。

附 則

この規程の解釈に疑義を生じた時は、文部省科学研究費補助金の規程に準じて学長が決裁する。(昭和50年5月7日評議会承認)

附 則

この規程は昭和51年1月9日から施行する。(第10条改正)

附 則

この規則の改正は、2013年12月11日から施行する。

附 則

この規則の改正は、2020年4月1日から施行する。